相続税 e-Tax 申告をされる税理士の皆さまへ

【資料7】



複数人分の利用者識別番号が1件の「変更等届出書」の送信で確認できるようになりました。
(※)相続税を e-Tax で申告される場合のみの手続きです。

利用者識別番号の取得状況の確認

利用者識別番号は、①過去に電子申告を行った申告書の控え(所得税や贈与税など)、 ②税務署からの郵送物、③e-Taxのマイページなどから確認できます。

財産取得者(相続人等)への確認の際は、財産取得者用のリーフレットを ご活用ください。

分からない(取得しているか不明) 分かる 取得していない 「開始届出書」を財産取得者 「変更等届出書」を e-Tax で代理送信 取得済の (相続人等)の住所地の所轄 し、利用者識別番号の有無等を確認 利用者 税務署に e-Tax で代理送信 識別番号 ⇒ パスワードのリセットを併せて ⇒ 利用者識別番号を を使用 行うか否かで手続きが異なります。 オンラインで即時発行 パスワードをリセットしない パスワードをリセットする 「変更等届出書」を**財産取得者(相続人等)** 「変更等届出書」をそれぞれの財産取得者 の代表者の住所地を管轄する税務署に e-Tax (相続人等)の住所地を管轄する税務署に

e-Tax で代理送信

⇒ 詳しくは裏面(下段)をご覧ください。

で代理送信
⇒ 詳しくは裏面(上段)をご覧ください。

「相続税 e-Tax 特設サイト」のご案内

相続税 e-Tax に関する FAQ や、イメージデータで提出可能な添付書類の一覧などは 国税庁ホームページ内の「相続税 e-Tax 特設サイト」をご覧ください。



「変更等届出書」の具体的な入力例・送信先税務署



注1 e-Tax ソフト又は民間ソフト(国税庁の仕様公開に基づき作成されたもの)を使用して代理送信してください。

2 「e-Tax の開始(変更等)届出書作成・提出コーナー」から代理送信された場合は対象外です。